

特集

2024年4月からの労働条件明示のルール改正 に向けたご準備をされていますか？

川崎市からのお知らせ【P.4～】

今月のトピックス【P.6～】

- 年取の壁・支援強化パッケージについて
- 2月は省エネルギー月間です！
- 年次有給休暇の取得促進について

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q&A【P.11】



労働情報をウェブで見るとは？

川崎市ホームページ

「事業者・就労支援情報」

「事業者・就労支援の各種情報」

「事業者向け情報」

「かわさき労働情報」



2024年4月からの労働条件明示のルール改正に向けたご準備をされていますか？

社会保険労務士 磯部 香

はじめに

労働基準法（第15条）では、使用者が、労働者と労働契約を結んだ時点で、賃金・労働時間その他一定の労働条件を労働者に対して明示するように定めており、明示事項は下記となっています。

必ず 明示しなければならない事項	定めをした場合に 明示しなければならない事項
① 労働契約の期間 ② 期間の定めがある労働契約を更新する場合の基準 ③ 就業場所および従事すべき業務の内容 ④ 始業・終業時刻、休憩時間、休日等 ⑤ 賃金 ⑥ 退職（解雇事由を含む） ⑦ 昇給に関する事項 ＊①～⑥は労働条件通知書等の書面交付により明示が必要。労働者が希望した場合、電子メール等でも可。	⑧ 退職手当 ⑨ 臨時に支払われる賃金、賞与等 ⑩ 労働者に負担させるべき食事、作業用品その他 ⑪ 安全および衛生 ⑫ 職業訓練 ⑬ 災害補償および業務外の傷病扶助 ⑭ 表彰および制裁 ⑮ 休職

使用者が労働条件の明示をしなかった場合は、罰則（30万円以下の罰金）があり、労働者に明示した労働条件に相違がある場合、労働者には即退職する権利が認められています。労働条件の明示は、互いの認識違いや説明不足等の労使間トラブルを未然に防ぐためにも、とても重要です。

～ 2024年4月から労働条件明示のルールが改正されます～

2024年4月1日以降に契約締結・契約更新をする労働者に対し、労働条件の明示事項が変更されます。2024年4月以降に**追加する必要**がある労働条件の明示事項**4項目**について、確認していきましょう。

①就業場所・業務の変更の範囲

明示の対象者：**すべての労働者**（正社員・契約社員・パート社員・派遣労働者等）

明示のタイミング：労働契約の締結時、有期労働契約の契約更新時

明示の内容：雇入れ直後の就業場所・業務内容だけでなく、将来の配置転換等によって変わる可能性がある就業場所および業務内容を明示します。（就業場所・業務内容が限定されない場合、「会社の定める事業所」「会社が指示する業務」のような記載も可。）

記載例：（就業の場所）・雇入れ直後：川崎支店

・変更の範囲：川崎支店および神奈川県内の事業所

（業務内容）・雇入れ直後：経理業務

・変更の範囲：経理業務、総務業務、人事業務

②更新上限の有無と内容

明示の対象者：**有期契約労働者**（契約社員・パート社員・アルバイト・派遣労働者等）

明示のタイミング：有期労働契約の締結時、契約更新時

明示の内容：更新上限がある場合、通算契約期間または更新回数の上限を明示します。

記載例：（更新上限あり）「契約期間は通算2年を上限とする」「契約の更新回数は2回まで」

（当初は更新上限なく、途中から定める場合）「通算契約期間の上限は4年間とする。」

*更新上限の新設・短縮する場合、事前に労働者に文書を交付し、説明しましょう。

③無期転換申込機会 及び ④無期転換後の労働条件

明示の対象者：**有期契約労働者**（契約社員・パート社員・アルバイト・派遣労働者等）

明示のタイミング：無期転換申込権が発生（＝5年を超える）する労働契約の更新ごと

＊初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約満了後、無期転換の申込がなく、有期労働契約を更新する場合は、更新の都度、明示が必要です。

明示の内容：無期転換申込の機会、無期転換申込後の労働条件を明示します。

記載例：本契約期間中に、会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結を申し込みしたときは、本契約期間の末日の翌日から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（無・有（別紙の通り / 別紙に記載））

＊無期転換ルールとは…

同一企業で有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者からの申込により無期労働契約に転換されるルールのことです（2013年4月以降の契約が対象）。

例）1年更新の場合→5回目（＝5年超）更新後の1年間に無期転換申込権が発生し、労働者が無期転換申込権を行使すると、その次の契約から無期契約となります。



労働条件明示のルール改正の背景の1つは、職務や勤務地等を限定した多様な正社員制度など働き方の多様化に対応するため、2つ目は有期契約労働者の無期契約転換への対応です。特に、有期契約労働者を雇用する事業所は、2024年4月以降に無期転換申込権が発生する労働者の有無を確認し、無期転換後の労働条件についても検討しておきましょう。

全労働者に将来の変更範囲を含む労働条件を明示すること、有期契約労働者が無期転換ルールを理解して申し込みを判断できるようにすることは、使用者にとって労使間の認識の相違や有期契約労働者の無期転換をめぐるトラブルを未然に防ぐこととなります。加えて、労働者にとっては、キャリア形成がしやすくなり、安心して働けるようになるのではないのでしょうか。

なお、2024年4月以降に求人を募集する際も明示すべき労働条件が追加され、就業場所・業務の変更の範囲、有期労働契約を更新する場合の基準、通算契約期間・更新回数の上限の明示が必要となります。

おわりに

労働条件明示のルール改正については、下に記載した厚生労働省のホームページ（モデル労働条件通知書等）を参照の上、準備しましょう。個別のお困りごとについては、都道府県労働局 / 監督課、雇用環境・均等部（室）、全国の労働基準監督署、お近くの社会保険労務士などにご相談ください。

【厚生労働省ホームページ】

労働条件明示のルール改正について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

<https://muki.mhlw.go.jp/>

労働条件明示のルール変更（パンフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156048.pdf>

モデル労働条件通知書

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156118.pdf>



解雇・雇止め等相談強化期間及び労働相談等のお知らせ

神奈川県では、2・3月を「解雇・雇止め等相談強化期間」と設定し、街頭労働相談等を開催します。シフト削減や解雇・雇止め、パワーハラスメント等の解決に向け、ご相談ください。通常的一般労働相談や弁護士労働相談、夜間労働相談等も実施しています。相談は全て無料、秘密厳守ですので、ぜひご利用ください。

●街頭労働相談会 <予約不要> ※悪天等により中止する場合があります。

日時	会場
2月16日(金) 11時~17時	幸区役所 1階 ロビー
3月14日(木) 11時~17時	小田急線新百合ヶ丘駅 南口ペデストリアンデッキ

主催 神奈川県/川崎市



●一般労働相談 <予約不要・電話相談可>

正社員、パート、アルバイト、派遣社員などで働く方や事業主の方からの相談に職員が応じています。

日時 月曜日~金曜日(平日のみ) 8時30分~17時15分(12時~13時を除く)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県

●弁護士労働相談 <事前予約制>

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償等の労働問題に関連する高度な法律問題について専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和6年2月27日(火) 13時30分~16時30分(1人40分以内)

原則、毎月第4火曜日(平日のみ)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県/川崎市

●夜間労働相談 <事前予約制>

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和6年2月15日(木) 17時15分~19時30分(1人40分以内)

原則、毎月第3木曜日(平日のみ)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県/川崎市

●ワーキングマザー両立応援カウンセリング <事前予約制・電話相談可>

仕事と育児を両立する自信が持てない、今後のキャリアについて考えたいなど、働くママ、プレママの悩みを、専門の女性カウンセラーに相談できます。電話にてご予約ください。

※0歳から6歳(就学前)までのお子さまをカウンセリング中にお預かりします。(無料)

相談希望日の1週間前までにお申し込みください。

日時 令和6年2月17日(土) 12時~16時(1人50分以内)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県



【問合せ・予約先】

かながわ労働センター川崎支所 電話 044-833-3141

川崎市高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口1階(JR 武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分)

令和5年度「かわさき☆えるぼし」認証企業を決定！

認証企業は**130社**を突破！

川崎市では、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を「かわさき☆えるぼし」として認証し支援しています。制度創設から6回目となる今年度は、新たに23社を「かわさき☆えるぼし」認証企業として決定しました！昨年度に認証した企業と合わせて132社が「かわさき☆えるぼし」認証企業となりました。女性の採用拡大や働きやすい企業としてのイメージアップなど本制度のブランドイメージの活用を目指して申請する企業が多く、女性活躍推進の取組が広まりつつあります。



令和5年度「かわさき☆えるぼし」認証企業 23社をご紹介します！（50音順）

【新規23社】

- | | | | |
|--------------------------------|-------------------|------------------|----------------|
| 〔有〕青木建材 | 〔株〕アクト | 〔株〕アルファメディア | 〔株〕エレックス工業 |
| 〔株〕鹿島環境設備 | 〔株〕加藤建設 | 〔有〕喜有組 | 〔株〕クライムケー |
| 〔株〕幸栄工業 | 〔株〕サン・エム・エンジニアリング | 〔株〕セントラル電子制御 | 〔株〕大新工業 |
| 〔株〕DELE | 〔株〕日本通信電設 | 〔株〕熱研プラント工業 | 〔株〕ファンコーポレーション |
| 〔株〕フィールアンドフィールド開発（旧社名：〔有〕茂木建設） | 〔株〕フジクス | 〔株〕フロントラインテクノロジー | |
| 〔株〕Polyvalent | 〔有〕みどりや | 〔株〕山次工業 | 〔有〕ヨシダインテリア装工 |

※上記23社のほか、令和3・4年度に認証した企業109社も認証期間中のため、認証企業は計132社となります。

認証企業132社の一覧はこちらからどうぞ！▶▶▶



【問合せ】 川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室
電話 044-200-2300 FAX 044-200-3914

トークセッション & ワークショップ開催

働きやすい職場づくりって!?

女性経営者・女性管理職等のリアル

～子育て・介護等と仕事の両立ってホントにできるの!?～

人材確保!?

育休中、休職中の方も参加OK

女性もイキイキ!!

ライフイベントと仕事の両立、職場での自分らしい働き方・キャリアアップについて一緒に考え、学びませんか？
「かわさき☆えるぼし」認証企業の協力を得て、ワークショップを開催。短時間正社員制度の活用や女性管理職登用など人材確保につながる取組も紹介。今後「かわさき☆えるぼし」の認証や更新をお考えの事業所の皆さん、ぜひご参加ください。

・日時	2024(令和6)年2月27日(火)14時～16時	
・会場	川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)2階第1・2研修室	
・対象	川崎市内事業所在勤で本テーマに関心のある方30名	
・参加費	無料	
・一時保育	あり	
・主催	川崎中原工場協会 地域女性活躍・障がい者等雇用推進委員会、川崎市男女共同参画センター	

お申込方法や詳細は、こちらのページからご覧ください。▶▶▶

【問合せ】 川崎中原工場協会事務局 電話 044-733-1300 FAX 044-733-1400

川崎市人権学校[オンライン開催]のお知らせ

参加費
無料

障害のある人や性的マイノリティへの差別解消をテーマに、身の回りにあるさまざまな差別に気づき、理解を深めながら、差別を乗り越えるためにできることを一緒に考えます。

講演 1 障害のある人もない人も 誰一人取り残さない社会を目指して

講師：石渡 和実さん
(東洋英和女学院大学名誉教授)



石渡 和実さん



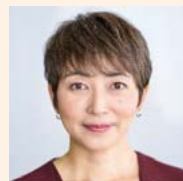
神谷 悠一さん

講演 2 性的指向と性自認から差別と社会環境を考える

講師：神谷 悠一さん
(一社) L G B T 法連合会理事・事務局長)

総括 差別をしない、させないためにできること

ファシリテーター：藪本 雅子さん
(フリーアナウンサー)
講師：石渡 和実さん、神谷 悠一さん



藪本 雅子さん



▲申込フォーム

配信期間 令和6年2月21日(水)～3月19日(火)

視聴方法 上記申込フォームにて、令和6年2月19日(月)17時15分までにお申し込みください。
事前申込された方に視聴用URLを送付します。

主催 川崎市

【問合せ】川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室 電話 044-200-0098 FAX 044-200-3914

年収の壁・支援強化パッケージについて

～パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします～

厚生労働省では、人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策(支援強化パッケージ)に取り組みます。

！パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識！

年収106万円以上となることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、手取り収入を減らさない取組*を実施する企業に対し、労働者1人当たり最大50万円の支援をします。

*・社会保険適用促進手当を支給(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

年収130万円以上となることで、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。

詳しくは、厚生労働省ホームページ(右の二次元コード)をご確認ください。▶▶▶

【問合せ】 年収の壁突破・総合相談窓口 電話 0120-030-045(平日8時30分～18時15分)
※土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は除く





2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」です！

～あなたの会社の情報セキュリティは大丈夫ですか？～

不審なメールによる情報漏えい被害や個人情報の流出など、生活に影響を及ぼすサイバーセキュリティに関する問題が多数報じられています。誰もが安心してITの恩恵を享受するためには、国民一人ひとりがセキュリティについての関心を高め、これらの問題に対応していく必要があります。このため、政府では、サイバーセキュリティに関する普及啓発強化のため、2月1日から3月18日までを「サイバーセキュリティ月間」とし、国民の皆さまにサイバーセキュリティについての関心を高め、理解を深めていただくため、サイバーセキュリティに関するさまざまな取組を集中的に行っていきます。

サイバーセキュリティ対策9か条

内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)と独立行政法人情報処理推進機構(IPA)では、スマートフォンやPCでインターネットを利活用する誰もが、最低限実施すべき基本的なサイバーセキュリティ対策として、以下の9つを示しています。インターネット空間の脅威やリスクから身を守り、更に安全・安心にインターネットを利活用していくためにも、この9項目を正しく理解し、実践するようにしてください。

<p>PCに不正アクセスされた…</p> <p>1</p> <p>OSやソフトウェアは常に最新の状態にしておこう</p>	<p>知らないうちに自分のアカウントにログインした形跡が…</p> <p>2</p> <p>パスワードは長く複雑にして、他と使い回さないようにしましょう</p>	<p>気づかぬうちにアカウントを乗っ取られた…</p> <p>3</p> <p>多要素認証を利用しよう</p>	<p>本モノだと思ったのに偽モノだった</p> <p>4</p> <p>偽メールや偽サイトに騙されないように用心しよう</p>	<p>添付ファイルを開いたらウイルスに感染した…</p> <p>5</p> <p>メールの添付ファイルや本文中のリンクに注意しよう</p>
<p>見られたくない情報を見られてしまった…</p> <p>6</p> <p>スマホやPCの画面ロックを利用しよう</p>	<p>ある日突然、大切なデータが消えた…</p> <p>7</p> <p>大切な情報は失う前にバックアップ複製しよう</p>	<p>スマホやPCを盗まれた…</p> <p>8</p> <p>外出先では紛失・盗難・覗き見に注意しよう</p>	<p>これはウイルス?!詐欺?! どうしたらいいの…</p> <p>9</p> <p>困った時は一人で悩まず、まず相談しよう</p>	

詳細は、「みんなで使おうサイバーセキュリティ・ポータルサイト」(右下の二次元コード)からご確認ください。

【問合せ】 情報セキュリティ安心相談窓口(独立行政法人情報処理推進機構(IPA))
 電話 03-5978-7509 メール anshin@ipa.go.jp
 受付時間：10時～12時、13時30分～17時(土日祝日・年末年始は除く)



広告

家計に関するお悩み、ありませんか?

そんな時は!

〈中央ろうきん〉にご相談ください!

家計見直し **借換** キャンペーン

2023年4月1日(土)～2024年3月31日(日)

500 円分のQUOカードプレゼント!

対象条件 有担保ローン・無担保ローン(マイプラン含む)の借換シミュレーションを実施された方

【留意事項】※ホームページ上での借換シミュレーションはキャンペーン対象外となります。※キャンペーン期間中、初めての借換シミュレーションのみを対象とさせていただきます。※QUOカードはお一人様500円分までとなります。※中央ろうきん以外の金融機関からお借入れされているローンが対象となります。※その他のキャンペーンとの併用はできない場合がございます。※詳しくは(中央ろうきん) 営業店までお問い合わせください。

◆お問い合わせ・ご相談は(中央ろうきん) 各店へご連絡下さい。
 川崎支店 TEL.044-244-8331 川崎南支店 TEL.044-277-8211
 中原支店 TEL.044-733-0161 新百合丘出張所 TEL.044-989-1111

2023年12月1日現在

2月は省エネルギー月間です!

～家庭や事業所でできる省エネルギー対策について改めて考えてみませんか?～

「省エネルギー」(以下、「省エネ」と記載)とは、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料といった限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率良く使うことです。省エネは、エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止の両面の意義をもっています。エネルギーの安定供給確保は、エネルギー資源のほとんどを輸入に頼っている日本にとって最重要課題のひとつです。地球温暖化防止については、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減に向けて、省エネへの必要性が一層高まっています。

＼ オフィスで省エネに取り組みましょう /

OA 機器 (PC, コピー機)	■長時間離れるときは、OA 機器の電源を切るか、スタンバイモードにしましょう。
空調	■使用していないエリア(会議室、休憩室、廊下等)は、空調を停止しましょう。 ■重ね着をするなどして、無理のない範囲で室内温度を下げましょう。
照明	■可能な範囲で執務室や店舗エリアの照明を間引きしましょう。 ■使用していないエリア(会議室・廊下等)の消灯をしましょう。
給湯器	■給湯器の温度を下げ、洗い物をしたり、給湯器を買い換える場合は、省エネタイプのもも検討しましょう。

!ワンポイント!



空調や照明を効率的に使い、電気使用量を「減らす」だけでなく、設備等の稼働時間を調整し、利用時間のピークを「ずらす」、省エネ性能の高い機器への更新など「切替える」ことも有効な方法です。

中小規模事業者向け省エネルギー診断・川崎市脱炭素化取組ガイドブックについて

川崎市では、中小規模事業者を対象とした地球温暖化対策の技術支援策として、専門知識を有するエネルギー管理士等による省エネルギー診断を実施しています。また、市内企業の脱炭素化の取組を促進するため、企業が抱える課題を解決し、具体的な取組に繋げるツールとして、「川崎市脱炭素化取組ガイドブック」を作成しました。詳しくは、右の二次元コード(川崎市ホームページ)からご確認ください。



▲省エネルギー診断



▲川崎市脱炭素化取組ガイドブック

広告

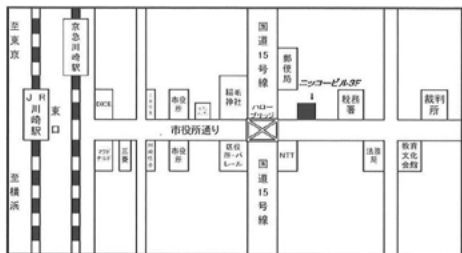
こんなお悩みはありませんか?

弁護士があなたの会社をサポートします!

“ 残業代は、絶対払わなければいけないの? ”

“ 取引先や従業員との契約書は作った方がいい? ”

“ 後継者がいないんだけど、どこに相談したらいい? ”



コロナ禍の皆様を応援するため、期間限定で電話での法律相談を15分間無料とさせていただきます。ご予約の際に「かわさき労働情報を見た」とお伝えください。

創業27年 弁護士7名在籍

小山法律事務所

代表弁護士 小山治郎

川崎市川崎区榎町1番8号 ニッコービル 3階



TEL 044-244-3981

年次有給休暇の取得促進について

～ワーク・ライフ・バランスの充実に向けて年次有給休暇を計画的に活用しましょう～

年次有給休暇の取得は労働者の健康と生活に役立つだけでなく、労働者の心身の疲労の回復、生産性の向上など会社にとっても大きなメリットがあります。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の充実のためには、労働時間や休日数、年次有給休暇の取得状況など、労働者の健康と生活に配慮し、多様な働き方に対応することが重要です。

■年次有給休暇とは

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。正社員、パートタイム労働者などの区分に関係なく、以下の要件を満たした全ての労働者に付与されます。

労働基準法において、労働者は

1. 半年間継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

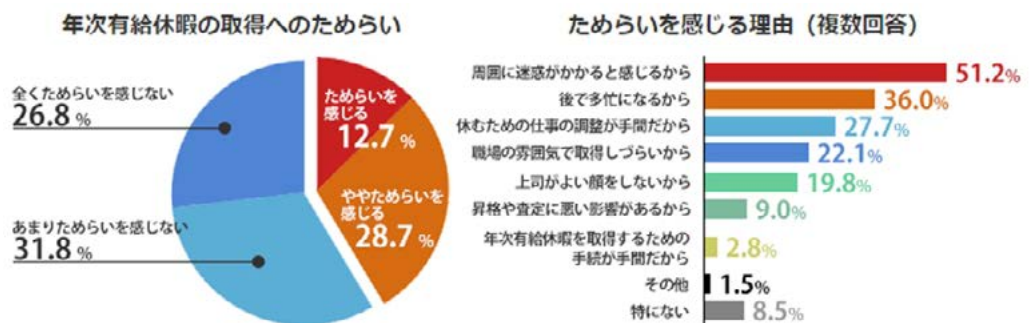


この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。

※2019年4月から、年10日間以上の年次有給休暇が付与されるすべての労働者に対して、年5日の有給休暇を確実に取得させることが使用者に義務付けられました。

■労働者の年次有給休暇の取得へのためらい

全体の約4割の労働者は、年次有給休暇の取得にためらいを感じています。



※資料出所：令和4年度「仕事と生活の調和」実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査

■年次有給休暇の取得促進は労働者にも会社にもメリットがあります

計画的な年次有給休暇の取得により…

- 仕事の生産性向上!
- 企業イメージの向上!
- 優秀な人材の確保!

地域イベントへの参加!
私生活の充実! 仕事へのやる気向上!



年次有給休暇をしっかりと取得できないと…

- 労働者のストレス増加
- 職場の雰囲気の悪化
- 残業などのコスト増加

心身ともに疲労感…
仕事の能率低下…



■休暇の取得をすすめるには

1. 仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図って休みやすい職場環境にしていましょう

厚生労働省において、1か月程度の特別休暇や年次有給休暇の取得が進んでいる企業にヒアリングを行ったところ、1週間ごとにミーティング等を行い、労働者の業務の進行状況等について、所属長(課長など)のみならず、同僚等も把握し、仕事を個人ではなくチームで行うことで、当該労働者が休暇で不在となっても業務が回るよう取り組まれている状況が分かりました。各部署において、労働者個人がしっかりと仕事をすることは重要ですが、仕事をチームで行い、チームの中で仕事の進行状況等について情報共有することで、休みやすい職場環境にしていましょう。

2. 年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結する等により、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

詳しくは、働き方・休み方改善ポータルサイト(右の二次元コード)をご覧ください。▶▶▶



▲働き方・休み方改善ポータルサイト

【問合せ】 神奈川県労働局 雇用環境・均等部 指導課 電話 045-211-7380

令和6年2月

I-1 労働市場（神奈川県、川崎市）

* 11月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.92倍で前年同月と同水準となりました。

* 11月の川崎市内の有効求人倍率は、0.87倍で前年同月と同水準となりました。

年月	項目	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
		川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和2年度平均		8,313	5,700	14,013	83,457	7,128	12,729	19,857	103,768	1.17	0.45	0.71	0.80
令和3年度平均		8,517	6,279	14,796	89,478	8,112	13,502	21,614	112,132	1.05	0.47	0.68	0.80
令和4年度平均		9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年	6月	9,223	7,113	16,336	94,461	7,728	12,608	20,336	112,542	1.19	0.56	0.80	0.91
	7月	9,566	7,164	16,730	96,072	7,516	12,279	19,795	109,084	1.27	0.58	0.85	0.92
	8月	9,845	7,102	16,947	98,694	7,472	12,164	19,636	108,150	1.32	0.58	0.86	0.92
	9月	9,651	7,218	16,869	97,673	7,541	12,032	19,573	107,511	1.28	0.60	0.86	0.92
	10月	9,671	7,359	17,030	102,407	7,712	12,172	19,884	109,488	1.25	0.60	0.86	0.93
	11月	9,396	7,267	16,663	100,816	7,499	11,757	19,256	106,534	1.25	0.62	0.87	0.92
資料出所		川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定部「労働市場月報」											

(注) 労働市場は新規学卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。

(※神奈川県労働局では毎年、新季節指数を適用し前年度の数値を一部改訂しています。)

また、南部（川崎公共職業安定所）の数値には川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区分を含んでいます。

I-2 労働市場（全国）

* 11月の完全失業者数は169万人、完全失業率は2.5%となりました。一方、有効求人倍率は1.28倍で、前年同月に比べ0.07ポイント下回りました。

年月	項目	完全失業者（全国）		完全失業率(%)	有効求人倍率
		万人	前年比	全国	全国
令和2年度平均		191	18.0	2.8	1.19
令和3年度平均		193	1.0	2.8	1.13
令和4年度平均		179	-7.2	2.6	1.28
令和5年	6月	179	-7.0	2.5	1.30
	7月	183	7.0	2.7	1.29
	8月	186	9.0	2.7	1.29
	9月	182	-5.0	2.6	1.29
	10月	175	-3.0	2.5	1.30
	11月	169	4.0	2.5	1.28
資料出所		総務省統計局「労働力調査」 厚生労働省「一般職業紹介状況」			

(注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値。ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値。

II 業種別労働災害発生状況

* 令和5年1月～11月の労働災害発生状況は、前年比743件減の1,112件となりました。

業種	区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
				件数	前年比(%)
製造業		108 (0)	100 (1)	8	8.0
建設業		101 (3)	107 (2)	-6	-5.6
運輸業		204 (0)	209 (0)	-5	-2.4
その他		699 (1)	1,439 (2)	-740	-51.4
総計		1,112 (4)	1,855 (5)	-743	-40.1
資料出所		神奈川県労働局（川崎南・川崎北労働基準監督署）			

(注) 件数は休業4日以上死傷、(数字)は死亡者数。死亡件数は把握時、休業件数は死傷病報告により集計。

III 関連指数（全国、神奈川県、川崎市）

* 11月の川崎市消費者物価指数は、105.6となり、前年同月に比べ2.7ポイント上回りました。

年月	項目	常用労働者賃金（円）		総実労働時間数（時間）		所定外労働時間（時間）		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況		
		県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和2年度平均		373,454	365,170	135.0	140.4	10.7	10.8	100.0	0.0	100.0	0.0	83.9	90.6	5	37	648
令和3年度平均		370,372	368,450	136.5	142.3	11.4	11.6	99.4	-0.6	99.8	-0.2	92.6	95.6	4	30	503
令和4年度平均		367,534	380,248	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	94.6	95.7	5	34	536
令和5年	6月	576,562	580,898	143.3	149.7	12.3	11.9	104.1	3.2	105.2	3.4	99.0	105.7	3	37	770
	7月	462,230	446,498	139.4	146.3	12.1	12.0	104.6	3.0	105.7	3.4	97.2	103.8	5	40	758
	8月	317,690	318,026	132.6	139.3	11.4	11.2	104.6	2.6	105.9	3.2	98.6	103.1	4	48	760
	9月	316,679	317,453	136.4	143.4	12.0	12.0	105.0	2.7	106.2	3.1	89.4	103.6	5	42	720
	10月	320,998	319,761	139.7	146.4	12.4	12.5	105.9	3.2	107.1	3.4	P94.0	104.9	10	41	793
	11月			P328,985		P146.9		P12.3	105.6	2.7	106.9	3.0		P104.0	9	45
資料出所		県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」				全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」				

(注1) 鉱工業生産指数は（県：平成27年、全国：令和2年）を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。

(注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。

(注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡り変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

介護を必要とする高齢者の増加に伴い、仕事をしながら家族の介護を行う労働者が増えています。育児・介護休業法に規定されている「介護休業」について、関連する相談事例を3例ご紹介します。

親の介護が必要になりそうです。「介護休業」とは、どのような場合に取得できるのでしょうか？



「介護休業」とは、要介護状態の対象家族（配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫）を介護するため、対象の家族一人につき3回まで、通算93日まで休業できる制度です。

要介護状態とは、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態かどうかであり、①介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上、②厚生労働省が定める「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」を参考に、労働者が判断することになります。

(参考：<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyouk-intoujidoukateikyoku/0000145708.pdf>)

ご自身で対象家族の介護を行うだけでなく、介護サービス等を利用して、仕事と介護の両立ができる体制を整えるために、市区町村窓口での申請手続き、地域包括支援センターやケアマネジャーへの相談などを行うとよいでしょう。



実際に「介護休業」を取得したい場合、どこに申出をすればよいのでしょうか？



「介護休業」を取得するためには、介護休業開始予定日2週間前までに、書面で、開始日と終了日、対象家族が要介護状態にあること等を明らかにして、勤務先に申し出る必要があります。有期契約社員（パート・アルバイト等）についても要件を満たせば、取得することができます。勤務先によっては、申出を拒むことができる労使協定が締結されている場合もありますので、勤務先にご確認ください。

また、雇用保険の被保険者が「介護休業」を取得した場合、一定の要件を満たすと、雇用保険から介護休業給付金の支給が受けられます。



家族の介護はいつまで続くか分かりません。「介護休業」93日間では、日数が足りるのか心配です。他に仕事と介護を両立するために利用できる制度はありますか？



育児・介護休業法により、介護休暇（対象家族1人につき年5日、2人以上は年10日）や所定外労働、時間外労働、深夜業の制限を申し出ることができます。事業主としても、短時間勤務・フレックスタイム・時差出勤等の措置を講じる必要があるため、どのような制度が利用できるのか、勤務先の人事部門や相談窓口にご相談ください。ご自身の仕事内容、家族の介護の必要度や利用する介護サービスなどを考慮して、自分に合った制度を利用することを考えましょう。



川崎市では労働相談を実施しています。詳しくは川崎市ホームページ（右の二次元コード）をご確認ください。



編集後記

2月は季節的には立春ですね。我が家では、長男が今年の春から小学校入学ということで、振り返れば生まれてからあっといふ間の6年間だったように思います。ランドセル選びのことを「ラン活」と呼ぶらしいですが、思っていた以上に一般的なラン活開始が早いようで焦りましたが、無事に先日ランドセルが届きました。これからラン活を始める皆様はお気を付けてください。現在はコロナの影響も小さくなってきましたが、これまでコロナ禍でできなかったことも多いので、小学校では、いろいろな経験をしてほしいです。また、今月は節分の季節でもありますので、昨年インフルエンザ等で苦しんだ我が家ですが、豆まきをして、無病息災を願いたいと思います。

川崎市内中小企業の約12,000人が加入しています



川崎市が運営する市内中小企業のための
お得な福利厚生制度

従業員1人につき月額500円で
充実した福利厚生サービスを導入できます！

ライフイベントに合わせた各種給付金【5,000～50,000円】

結婚祝金 15,000円	出産祝金 8,000円	小学校 入学祝金 8,000円	中学校 入学祝金 8,000円

※ 傷病見舞金 8,000～30,000円、弔慰金 10,000～50,000円

加入 5年 5,000円	加入 15年 10,000円	加入 25年 20,000円
--------------------	----------------------	----------------------

ワーク・ライフ・バランスを支援！ 充実の福利厚生メニュー

グルメをお得に！ 食事補助券2022年実績 年間約13,000円分掲載	遊園地・動物園・水族館 等のレジャー施設もお得に！	映画チケット 1,200円～1,500円！ 数量限定で500円特別販売も	ギフトカード等の 割引販売！

○宿泊補助（1泊につき会員本人2,000円、会員家族1,500円 計10泊分） ○ギフトガード等の割引販売
○日帰り温泉利用補助券 ○スポーツクラブ優待 ○東京ディズニーリゾート利用補助券 2,000円分
○食事補助券 ○遊園地・レジャー施設の優待割引 ○人気公演チケットも多数ご案内しています！

事業主様のメリット

給与・手当等
(法定福利費)

+

福利厚生
(法定外福利費)

➔ 損金または経費
として処理可能

かわさきハッピーライフはメリットたくさん！

- イメージアップ
- 人材確保
- モチベーションアップ
- 生産性向上
- 働き方改革
- ワークライフバランス

★今なら選べるプレゼント進呈！新規入会キャンペーン実施中★

実施期間：2023年10月11日(水)～2024年2月9日(金)
 キャンペーン期間中に加入いただいた事業所様に、以下のA～Cのうち一つを進呈します！

A.ジェフグルメカード500円×加入人数分
B.ミスタードーナツ商品券3,000円分

【資料請求・お問い合わせ先】 **かわさきハッピーライフ**
 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
 川崎市経済労働局労働雇用部
 電話：044-200-2274 メール：28roudou@city.kawasaki.jp

ホームページからも
お問い合わせいただけます

川崎 共済

かわさき 労働情報

第2158号 令和6年2月1日発行
 編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部
 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
 電話 044-200-3653 (直通) FAX 044-200-3598
 経済労働局労働雇用部メールアドレス 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、編集・発行者まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。